

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ホルムアルデヒド溶液
製品コード	G5-18
整理番号	G5-18-6
供給者の会社名称	林 純薬工業株式会社
住所	大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2番12号
担当部門	環境・品質保証部
電話番号	06-6910-7305
FAX番号	06-6910-7300
緊急連絡電話番号	06-6910-7305

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分3 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器 神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(視覚器 全身毒性 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(視覚器)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期間) 区分外 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H302 飲み込むと有害
H311 皮膚に接触すると有毒
H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H350 発がんのおそれ

H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 H371 視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害のおそれ
 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器の障害のおそれ
 H401 水生生物に毒性

注意書き
安全対策

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
 取扱い後はよく手と眼を洗うこと。(P264)
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
 環境への放出を避けること。(P273)
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
 呼吸用保護具を着用すること。(P284)

応急措置

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
 口をすすぐこと。(P330)
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P361+P364)
 施錠して保管すること。(P405)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

保管
廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ホルムアルデヒド	36.0～38.0%	HCHO	2-482	公表	50-00-0
メタノール	5.0～10.0%	CH ₃ OH	2-201	公表	67-56-1

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)	ホルムアルデヒド(法令指定番号:548) メタノール(法令指定番号:560)
毒物及び劇物取締法	劇物(指定令第2条)	ホルムアルデヒドを含有する製剤。 ただし、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。
化学物質排出把握管理促進法(PR TR法)	第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条)	ホルムアルデヒド(法令指定番号:411) (36～38%)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

汚染した衣服、靴、靴下を脱がせ遠ざける。接触した身体部位を水で十分洗う。
 医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合	医師の診断、手当てを受けること。 直ちに多量の水を飲ませる。 口をすすぐこと。 医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤	粉末消火薬剤、二酸化炭素、泡消火薬剤、乾燥砂
使ってはならない消火剤	棒状水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。
特有の危険有害性	火災時に刺激性もしくは有毒なフェームまたはガスを発生する。
特有の消火方法	周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に消火する。 耐アルコール性泡消火薬剤等を用いて空気を遮断する事が有効である。
消火を行う者の保護	火災により有毒ガスやヒュームが発生するので、適切な呼吸用保護具(送気マスク、自給式呼吸器等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	汚染された排水等が適切に処理されずに環境に排出しないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	砂又は不活性吸着剤を撒いて、できるだけ掃きとり密閉できる空容器に回収し、安全な場所に移す。 回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。 長時間または反復の暴露を避ける。 漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。 作業後は容器を密栓し、うがい手洗いを十分にする。 取り扱う場合は局所排気内、又は全体換気の設備のある場所で取り扱う。
安全取扱注意事項	情報なし
保管	
安全な保管条件	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 直射日光を避け、強酸、強酸化剤、強塩基から離して、容器は密閉して換気の良い涼しい冷暗所に保管する。 その他消防法、毒物及び劇物取締法等の関連法規の定めるところに従い保管する。
安全な容器包装材料	遮光した気密容器(ガラス、ポリエチレン)

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ホルムアルデヒド	設定されていない	0.5ppm(0.61mg/m ³)	STEL 0.3ppm(上限値)
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m ³ , 皮)	200ppm(TWA), 250ppm(皮, STEL)

設備対策	取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
------	---

保護具

呼吸器の保護具	有機ガス用防毒マスク、自給式呼吸器(火災時)
手の保護具	保護手袋
眼の保護具	保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具	不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	液体
形状	液体
色	無色透明
臭い	刺激臭
臭いのしきい(閾)値	データなし
pH	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	約100°C
引火点	64°C (セタ密閉式)
蒸発速度	情報なし
燃焼又は爆発範囲	7.0~73
蒸気圧	170Pa(20°C)
蒸気密度	1.03(空気=1)
比重(密度)	約1.08g/cm ³ (20°C)
溶解度	水に易溶。エタノールに可溶。
自然発火温度	430°C
動粘性率	データなし

ホルムアルデヒドとして

融点・凝固点	約-118°C
沸点、初留点及び沸騰範囲	-19.2°C
引火点	85°C(37%水溶液)
燃焼又は爆発範囲	7.0vol%(空気中)~73vol%(空気中)
溶解度	水に可溶。エーテルに可溶。
n-オクタノール/水分配係数	0.35

メタノールとして

融点・凝固点	-96°C
沸点、初留点及び沸騰範囲	64.65°C
引火点	11°C
燃焼又は爆発範囲	6vol%(空気中)~35.6vol%(空気中)
比重(密度)	0.79g/cm ³ (20/4°C)
溶解度	水に易溶。エタノール、その他の有機溶剤に可溶。

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	長期間保存すると、パラホルムアルデヒドが生成して寒冷時には濁る。使用中に引火/爆発性の混合気を生じる可能性がある。
危険有害反応可能性	強酸、強酸化剤、強塩基、アルカリ金属と反応する。
避けるべき条件	日光、高温物、火花、裸火、静電気等の発火源。酸、酸化剤と塩基との接触。
混触危険物質	強酸化剤、酸、アルカリ金属
危険有害な分解生成物	データなし

11. 有害性情報**製品として**

急性毒性	データなし
------	-------

ホルムアルデヒドとして

急性毒性:経口	ラットを用いた経口投与試験のLD ₅₀ 600mg/kg (SIDS (2002)), 700mg/kg (SIDS (2002)), 800mg/kg (SIDS (2002))に基づき、計算式を適用して得られた LD ₅₀ =605mg/kg から区分4とした。
急性毒性:経皮	ウサギを用いた経皮投与試験のLD ₅₀ 270mg/kg (EHC 89 (1989))から区分3とした。
急性毒性:吸入(気体)	ラットを用いた吸入暴露試験(ガス)のLC ₅₀ 480ppm (SIDS (2002))から区分2とした。
急性毒性:吸入(蒸気)	データなし
急性毒性:吸入(粉じん)	データなし
急性毒性:吸入(ミスト)	データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギを用いた皮膚刺激性試験結果 (EHC 89 (1989))「mild to moderate」、及びヒトへの影響データ (EHC 89 (1989)) から区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	疫学事例 (EHC 89 (1989))、及び動物を用いた眼刺激性試験結果 (SIDS (2002)、EHC 89 (1989)) から、「軽度ではない眼刺激を有する」と考えられ、区分2Aとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性:モルモットを用いたIgE特異的免疫学的項目の測定陽性結果 (CICAD 40 (2002))、ヒトへの健康影響のデータ (EHC 89 (1989))、及び日本産業衛生学会分類にて、リストアップされていることから区分1とした。 皮膚感作性: 疫学事例 (EHC 89 (1989)、CERI・NITE有害性評価書 No.71 (2005))、日本産業衛生学会分類、及び日本接触皮膚炎学会にて、リストアップされていることから区分1とした。
生殖細胞変異原性	CERI・NITE有害性評価書 No.71 (2005)、SIDS (2004) の記述から、生殖細胞in vivo変異原性試験(マウス精母細胞における染色体異常試験)で陰性、体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験)で陽性(ただし直接暴露部位の胃腸管細胞、肺胞細胞に限る)、生殖細胞in vivo遺伝毒性試験なしであることから、区分2とした。なお、ラットにおける優性致死試験で弱陽性/ambiguousの報告があるものの、評価に適切な試験とは認識されておらず、「陽性」とは判断しなかった。
発がん性	IARC (2005) でGroup 1 (carcinogenic to humans) に分類されていることから、区分1Aとした。
生殖毒性	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトについては、「気道への刺激性」(ACGIH (7th, 2001))、「気道への刺激性、鼻や口蓋神経の感受性低下、視床下部への影響」(CERI・NITE有害性評価書 No.71 (2005))、実験動物については、「気道への刺激性、筋肉など全身の痙攣、肺水腫」(SIDS (2004))等の記述があることから、神経系、呼吸器が標的臓器と考えられた。以上より、分類は区分1(神経系、呼吸器)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトについては、「刺激性に起因する呼吸器への影響、中枢神経系への影響」(ECETOC TR1 (1979))、実験動物については、「鼻の組織への扁平上皮化生、咽頭への扁平上皮化生、気管管腔の炎症、体重減少、気管支上皮の化生、呼吸困難、不穏、背彎姿勢、死亡」(CERIハザードデータ集 96-7 (1997))等の記述があることから、呼吸器、中枢神経系が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分1に相当するガイダンス値の範囲でみられた。以上より、分類は区分1(呼吸器、中枢神経系)とした。
吸引性呼吸器有害性	ホルムアルデヒドは常温で気体であるため、分類対象外である。また、その水溶液であるホルマリンについての吸引性呼吸器有害性のデータはない。よって、分類できないとした。

メタノールとして

急性毒性	経口 LD ₅₀ ラット 5628mg/kg
急性毒性:経口	ラットのLD ₅₀ 値6200 mg/kg[EHC 196 (1997)]および9100 mg/kg[EHC 196 (1997)]から区分外と判断されるが、メタノールの毒性はげっ歯類に比べ霊長類には強く現れるとの記述があり[EHC 196 (1997)]、ヒトで約半数に死亡が認められる用量が1400 mg/kgであるとの記述[DFGOTvol.16 (2001)]があることから、区分4とした。
急性毒性:経皮	ウサギのLD ₅₀ 値、15800mg/kg[DFGOTvol.16 (2001)]に基づき、区分外とした。
急性毒性:吸入(気体)	GHSの定義における液体である。

急性毒性:吸入(蒸気)	ラットのLC ₅₀ 値>22500 ppm(4時間換算値:31500 ppm) [DFGOTvol.16 (2001)]から区分外とした。なお、飽和蒸気圧濃度は116713 ppmVであることから気体の基準値で分類した。
急性毒性:吸入(粉じん)	データなし
急性毒性:吸入(ミスト)	データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギに20時間閉塞適用の試験で刺激性がみられなかった [DFGOTvol.16 (2001)]とする未発表データの報告はあるが、皮膚刺激性試験データがなく分類できない。なお、ウサギに24時間閉塞適用後、中等度の刺激性ありとする報告もあるがメタノールによる脱脂作用の影響と推測されている [DFGOTvol.16 (2001)]。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ウサギを用いたDraize試験で、適用後24時間、48時間、72時間において結膜炎は平均スコア(2.1)が2以上であり、4時間まで結膜浮腫が見られた(スコア2.00)が72時間で著しく改善(スコア0.50)した(EHC 196 (1997))。しかし、7日以内に回復しているかどうか不明なため、細区分せず区分2とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなし (皮膚感作性)モルモットを用いた皮膚感作性試験(Magnusson-Kligman maximization test)で感作性は認められなかったとの報告[EHC 196 (1997)]に基づき、区分外とした。なお、ヒトのパッチテストで陽性反応の報告が若干あるが、他のアルコールとの交差反応、あるいはアルコール飲用後の紅斑など皮膚反応の可能性もあり、メタノールが感作性を有するとは結論できないとしている((DFGOT vol.16 (2001)))。
生殖細胞変異原性	マウス赤血球を用いたin vivo小核試験(体細胞in vivo変異原性試験)において、吸入暴露で陰性[EHC 196 (1997)]、腹腔内投与で陰性[DFGOT vol.16 (2001)、PATTY (5th, 2001)]、であることから区分外とした。なお、マウスリンフォーマ試験の代謝活性化(S9+)のみで陽性結果[EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)]はあるが、その他Ames試験[EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)、PATTY (5th, 2001)]やマウスリンフォーマ試験[EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)]やCHO細胞を用いた染色体異常試験[DFGOT vol.16 (2001)]などin vitro変異原性試験では陰性であった。
発がん性	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による未発表報告ではラット・マウス・サルで試験で発がん性なしとしている[EHC 196 (1997)]。また、ラットを用いた8週齢より自然死するまで飲水投与した試験で、雌雄に頭部と頸部のがん及び雌に血液リンパ網内系腫瘍の発生が有意かつ用量依存的に増加したと報告されている(ACGIH(2009))。しかし腫瘍の判定が標準的方法と異なり、動物の自然死後に行われていないため、評価あるいは比較が困難と考えられる。以上の相反する情報により分類できない。
生殖毒性	妊娠マウスの器官形成期に吸入暴露した試験において、胎児吸収、脳脱出などが見られ[PATTY (5th, 2001)]、さらに別の吸入または経口暴露による試験でも口蓋裂を含め、同様の結果が得られている[EHC 196 (1997)、DFGOT vol.16 (2001)]。メタノールの生殖への影響に関して、証拠の重みに基づく健康障害としての科学的判断がなされ、ヒトのデータは欠如しているが動物による影響は明確な証拠があることから、暴露量が十分であればメタノールがヒトの発生に悪影響を及ぼす可能性がある結論されている[NTP-CERHR Monograph (2003)]。以上によりヒトに対して発生毒性が疑われる物質とみなされるので区分1Bとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトの急性中毒症状として中枢神経系抑制が見られ、血中でのギ酸の蓄積により代謝性アシドーシスに至る。そして視覚障害、失明、頭痛、めまい、嘔気、嘔吐、頻呼吸、昏睡などの症状があり、時に死に至ると記述されている(DFGOT vol.16 (2001)、EHC 196 (1997))。また、中枢神経系の障害、とくに振せん麻痺様錐体外路系症状の記載(DFGOT vol.16 (2001))もあり、さらに形態学的変化として脳白質の壊死も報告されている(DFGOT vol.16 (2001))。これらのヒトの情報に基づき区分1(中枢神経系)とした。標的臓器としてさらに、眼に対する障害が特徴的であるので視覚器を、また、代謝性アシドーシスを裏付ける症状として頭痛、嘔気、嘔吐、頻呼吸、昏睡などの記載もあるので全身毒性をそれぞれ採用した。一方、マウスおよびラットの吸入ばく露による所見に「麻酔」が記載され(EHC 196 (1997)、PATTY (5th, 2001))、ヒトの急性中毒に関する所見にも、中枢神経系の抑制から麻酔作用が生じていると記述されている(PATTY (5th, 2001))ので、区分3(麻酔作用)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトの低濃度メタノールの長期暴露の顕著な症状は広範な眼に対する障害だったとする記述[EHC 196 (1997)]や職業上のメタノール暴露による慢性毒性影響として、失明がみられたとの記述[ACGIH (7th, 2001)]から区分1(視覚器)とした。また、メタノール蒸気に繰り返し暴露することによる慢性毒性症例に頭痛、めまい、不眠症、胃障害が現れたとの記述[ACGIH (7th, 2001)]から、区分1(中枢神経系)とした。なお、ラットを用いた経口投与試験で肝臓重量変化や肝細胞肥大[PATTY (5th, 2001)、IRIS (2005)]などの報告があるが適応性変化と思われ採用しなかった。
吸引性呼吸器有害性	データなし

12. 環境影響情報

製品として

生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし

ホルムアルデヒドとして

水生環境有害性(急性)	魚類(ストライプトバス)の96時間LC ₅₀ =1.8mg/L(CICAD40, 2002)他から、区分2とした。
水生環境有害性(長期間)	急速分解性があり(BODによる分解度:91%(既存化学物質安全性点検データ)、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=0.35(PHYSROP Database, 2005))ことから、区分外とした。

メタノールとして

水生環境有害性(急性)	魚類(ブルーギル)での96時間LC ₅₀ = 15400mg/L(EHC 196, 1998)、甲殻類(ブラウンシュリンプ)での96時間LC ₅₀ = 1340mg/L(EHC 196, 1998)であることから、区分外とした。
水生環境有害性(長期間)	急性毒性区分外であり、難水溶性ではない(水溶解度=1000000mg/L(PHYSROP Database, 2009))ことから、区分外とした。
残留性・分解性	(残留性)微生物等による分解性が良好と判断される物質。 分解度;92%(BOD)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
汚染容器及び包装	容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2209
Proper Shipping Name	FORMALDEHYDE SOLUTION
Class	8
Packing Group	III
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	applicable

航空規制情報

UN No.	2209
Proper Shipping Name	FORMALDEHYDE SOLUTION
Class	8
Packing Group	III

国内規制

陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。

国連番号	2209
品名	ホルムアルデヒド(水溶液)
国連分類	8
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2209
品名	ホルムアルデヒド(水溶液)
国連分類	8
等級	III
特別の安全対策	運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。
緊急時応急措置指針番号	132

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	特定化学物質第2類物質、特定第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2, 3号) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)
毒物及び劇物取締法	劇物(指定令第2条)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	指定可燃物 可燃性液体類 貯蔵等の届出を要する物質(法第9条の3・危険物令第1条の10六別表2-18・平元省令2号第2条)
大気汚染防止法	特定物質(法第17条第1項、政令第10条) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 自主管理指针对象物質(環境庁通知) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)
船舶安全法	腐食性物質(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	危険物・腐食性物質(法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第7号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
参考データ(日本産業衛生学会、許容濃度)	許容濃度勧告物質
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

参考文献

国際化学物質安全性カード(ICSC)

16313の化学商品(化学工業日報社)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

The Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH

その他

当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。

現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。

当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。

当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。

国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。

このSDSは林 純薬工業株式会社の著作物です。

当該物質の日本語によるSDSと他国言語にて翻訳されたSDSが存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。